

審查基準整理票

処分名	要支援状態区分の変更の認定		
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）	（条項）第33条の2第2項において準用する第32条第6項	
基準法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）	（条項）第33条の2第2項において準用する第32条第4項及び第6項	
	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）	（条項）第2条及び第3条	
所管部署	健康福祉部 介護保険課 認定審査係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	30日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 要支援状態区分の変更の認定は、介護保険法第33条の2第2項において準用する第32条第4項の規定に基づき介護認定審査会が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条及び第3条に定める基準に従って審査及び判定を行った結果に基づき行うものとする。 なお、当該省令は担当課において備え置く。			

参 考

【根拠法令】

介護保険法

(要支援状態区分の変更の認定)

第三十三条の二 略

2 第二十八条第五項から第八項まで及び第三十二条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(要支援認定)

第三十二条 1～3 略

4 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。

- 一 当該被保険者の要支援状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養及び家事に係る援助に関する事項
- 二 第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス若しくは第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項

5 略

6 市町村は、第四項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援認定をしたときは、その結果を当該要支援認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

- 一 該当する要支援状態区分
- 二 第四項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見

7～9 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。